

介護事業所内保育施設運営支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、介護従事者の離職防止及び再就職を促進するため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定による都道府県計画に定める事業の実施に要する経費について、当該事業を行う者に対し、予算の範囲内で介護事業所内保育施設運営支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象及び交付の額の算出方法)

第2条 補助対象事業は、介護事業所等（別表1に定める施設等に限る。以下同じ。）が当該介護事業所等に従事する者の委託を受けて乳児又は幼児に対し必要な保護を行う事業とし、この実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について補助金を交付する。

- 2 基準額及び補助対象経費は別表2のとおりとし、次の各号により算出された額を交付額とする。ただし、当該金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 別表2第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ないほうの額を補助基準とする。
 - (3) (2)の補助基準に別表2第3欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(実施主体の義務)

第3条 実施主体は、認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日雇児発第177号）を遵守すること。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。
 - (1) 所要額調書（別記様式第1号別紙1-1, 1-2）
 - (2) 事業計画書（別記様式第1号別紙1-3）
 - (3) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
 - (4) 納税証明書（県税）
 - (5) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第1号別紙1-4）
 - (6) その他知事が必要と認めるもの
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、交付申請をすることができない。
 - (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者
- 4 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合は、変更の理由が生じた後速やかに、別記様式第2号により申請し知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りではない。
 - イ 補助事業に要する経費の20%以内の減少の変更である場合
 - ロ 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、中止又は廃止の理由が生じた後速やかに、別記様式第3号により申請し知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、その事実が判明した後速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。
なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。
また、知事に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (6) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (7) 補助事業の対象経費と重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (8) (1) から (7) により付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、県に返納させることがある。

（実績報告）

第6条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号によるものとし、その提出期限は、規則第12条第2項ただし書の規定により、知事が別に定める日とする。

2 規則第12条第1項の規定により、補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 精算額算出内訳書（別記様式第4号別紙1-1, 1-2）
- (2) 事業実施結果報告書（別記様式第4号別紙1-3）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (4) その他知事が必要と認めるもの

（補助金の交付方法）

第7条 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、事業の遂行上必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができるものとする。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第8条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（書類の提出部数）

第9条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度中に実施する事業に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、各年度中に実施する事業に係る当該補助金にも適用するものとする。

別表1 介護事業所等

介護施設
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
養護老人ホーム
軽費老人ホーム
居宅サービス・地域密着型サービス
訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
通所介護
通所リハビリテーション
短期入所生活介護
短期入所療養介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護
認知症対応型通所介護
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
特定施設入居者生活介護
地域密着型特定施設入居者生活介護

別表 2

1 基準額				2 補助対象経費	3 補助率																								
<p>(1) の補助区分に応じて、(2) により算定した基本額より、(3) により算定した保育料収入相当額を控除した額。</p> <p>(1) 補助区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>児童数</th> <th>保育時間</th> <th>保育士等人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 型</td> <td>1 人以上</td> <td>8 時間以上</td> <td>1 人以上</td> </tr> <tr> <td>II 型</td> <td>1 人以上</td> <td>8 時間以上</td> <td>2 人以上</td> </tr> <tr> <td>III 型</td> <td>4 人以上</td> <td>8 時間以上</td> <td>2 人以上</td> </tr> <tr> <td>IV 型</td> <td>6 人以上</td> <td>8 時間以上</td> <td>3 人以上</td> </tr> <tr> <td>V 型</td> <td>10 人以上</td> <td>10 時間以上</td> <td>4 人以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基本額</p> <p>I 型 1 人×180,800 円×運営月数</p> <p>II 型 2 人×180,800 円×運営月数</p> <p>III 型 2 人×180,800 円×運営月数</p> <p>IV 型 3 人×180,800 円×運営月数</p> <p>V 型 4 人×180,800 円×運営月数</p> <p>(3) 保育料収入相当額</p> <p>I 型 24,000 円×運営月数×1 人</p> <p>II 型 24,000 円×運営月数×2 人</p> <p>III 型 24,000 円×運営月数×4 人</p> <p>IV 型 24,000 円×運営月数×6 人</p> <p>V 型 24,000 円×運営月数×10 人</p>				区分	児童数	保育時間	保育士等人数	I 型	1 人以上	8 時間以上	1 人以上	II 型	1 人以上	8 時間以上	2 人以上	III 型	4 人以上	8 時間以上	2 人以上	IV 型	6 人以上	8 時間以上	3 人以上	V 型	10 人以上	10 時間以上	4 人以上	<p>介護事業所内保育施設運営事業を行うために必要な保育に従事する者の人件費（給料、諸手当等）又は委託料（内訳は人件費）とする。</p>	2 / 3
区分	児童数	保育時間	保育士等人数																										
I 型	1 人以上	8 時間以上	1 人以上																										
II 型	1 人以上	8 時間以上	2 人以上																										
III 型	4 人以上	8 時間以上	2 人以上																										
IV 型	6 人以上	8 時間以上	3 人以上																										
V 型	10 人以上	10 時間以上	4 人以上																										